

環 管 ー 7 2 6
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第 1 0 条第 1 項及び電気事業法第 4 6 条の 7 第 1 項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市長から別添のとおり意見がありました。

1 総括的事項

- （１）環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- （２）対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の火力発電所並びに計画中の洋上風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的又は累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

（１）大気質

- ア 使用する燃料について、硫黄分や重金属等の少ない石炭を選定し、可能な限り影響の低減に努めること。
- イ 施設の稼働に伴う大気汚染物質の影響について、地域的な気象特性を考慮し、逆転層形成時等の気象条件を適切に把握した上で、予測及び評価すること。

ウ 施設の稼働に伴う重金属等の微量物質の影響について、水銀等の排出規制に係る国の動向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音及び振動

施設の稼働に伴う騒音及び振動について、事業の実施に伴う影響の程度を勘案し、環境影響評価項目として選定することの可否について再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、施設の騒音・振動対策に関する諸元や施設稼働時の環境保全措置を明らかにし、準備書においてその判断に至った経緯を説明すること。

(3) 動物（鳥類）

対象事業実施区域周辺では、コアジサシ等の重要な鳥類の飛翔や繁殖行動等が確認されていたことから、現地調査においても注視して観察する等、事業の実施に伴う鳥類への影響について適切に予測及び評価すること。

(4) 動植物（海域に生息・生育する動植物）

施設の稼働に伴う温排水による海域の動植物への影響について、温排水の拡散範囲や最新の知見・類似事例等を考慮し、水温、流向・流速及び動植物の生息・生育状況を適切に把握した上で、予測及び評価すること。

(5) 景観

事業の実施に伴う景観への影響について、煙突のほか、屋内式貯炭設備（サイロ）等の視認性を考慮し、それらを含めた発電所全体の存在による眺望景観の変化の程度を、適切に予測及び評価すること。

(6) 廃棄物等

施設の稼働に伴い発生する石炭灰は膨大な量となる可能性があることから、発生量を明らかにし、その処理に万全を期すよう、継続的な有効利用先等の確保について具体的な検討を進めること。

(7) 温室効果ガス等

国の二酸化炭素削減に関する目標・計画を踏まえ、引き続き実効性のある取組の検討に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年

法律第49号) に基づくベンチマーク指標等との整合性についても、適切に予測及び評価すること。